

放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の見直し

○現在、内閣府では地方分権改革有識者会議などにおいて、厚生労働省令により定める「従うべき基準」を「参酌すべき基準」への見直しが検討されている。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）

従うべき基準

- ・放課後児童支援員の数は、支援単位ごとに2人以上（うち一人を除き、補助員が代替可）（第10条第2項）
- ・放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を終了したもの（第10条第3項）
 - ①保育士②社会福祉士③教諭④児童福祉事業従事者（2年以上）⑤大学の社会福祉学等修了卒業者等
 - ⑥放課後児童健全育成事業の類似事業従事者（2年以上）⑦放課後児童健全育成事業従事者（5年以上）
- ・支援員等は専ら支援の提供に当たる（利用者が20人未満の場合で、支援員のうち一人を除いた者又は補助員については同一敷地内にある他の事業所等に従事し、支援に支障がない場合は兼務可）（第10条第5項）

参酌すべき基準（主なもの）

- ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上（第9条第2項）
- ・一の支援の単位を構成する児童数（集団規模）は、おおむね40人以下（第10条第4項）
- ・開所時間は原則平日3時間以上、土日長期休業期間等は8時間以上（第18条第1項）
- ・開所日数は原則1年につき250日以上（第18条第2項）

来年度から参酌すべき基準へ見直しする方向で検討

（道としての考え）

◆放課後児童クラブは、子どもの健全な育成支援を行う上で、重要な役割を担っていることから、適切な処遇が図られる運営体制の確保が必要

放課後児童クラブの運営に当たっての留意事項

- 道では、今後、放課後児童クラブの運営に当たっての留意点を次のとおり記載し、市町村へ通知することを検討したい。

「従うべき基準」→「参酌すべき基準」の内容（第10条関係）	留意事項（案）
<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童支援員の数は、支援単位ごとに2人以上（うち一人を除き、補助員が代替可） ● 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行つ研修を終了したもの <ul style="list-style-type: none"> ①保育士②社会福祉士③教諭④児童福祉事業従事者（2年以上） ⑤大学の社会福祉学等修了卒業者等⑥放課後児童健全育成事業の類似事業従事者（2年以上）⑦放課後児童健全育成事業従事者（5年以上） ● 支援員等は専ら支援の提供に当たる（利用者が20人未満の場合で、支援員のうち一人を除いた者又は補助員については同一敷地内にある他の事業所等に従事し、支援に支障がない場合は兼務可） 	<p style="text-align: center;">〈質の確保等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の処遇が適切に図られるよう、必要な職員を確保し、体制の整備に努めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行うこと。 ・ 子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境整備や緊急時に適切な対応ができるようにするための援助を行うこと。 ○ 放課後児童支援員は、道が実施する「放課後児童支援員資質向上研修」を受講するなど、常に資質の向上に努めること。 ○ また、道が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」を受講するよう努めること。 ○ やむを得ず、無資格者（*左記の①～⑦のいずれの資格を有していない者）を配置する場合であっても、道等が実施する「子育て支援員研修」を受講するなど、資質の向上に努めること。 <p style="text-align: center;">〈安全性の確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「放課後児童クラブ運営指針」の策定について（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）中の第6章第2項の衛生管理及び安全管理に基づき、安全対策に努めること。 <p style="text-align: center;">〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「キャリアアップ処遇改善事業」の活用を図るなど、職員の処遇改善や勤務環境の整備に努めること。